

学校感染症と出席停止期間の基準

《学校保健安全法施行規則第 18、19 条(2023 年 5 月時点)》

学校感染症にはそれぞれ出席停止の期間が定められている。この期間は医師の指示に従って休養するとともに、周囲への感染予防を配慮する。

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルス)、中東呼吸器症候群(MERS コロナウイルス)、特定鳥インフルエンザ、指定感染症、新感染症	治癒するまで ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六第七項から九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症と見なす。
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後 5 日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	全ての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症:条件によって出席停止の措置が取られる疾患(感染性胃腸炎、溶連菌感染症、サルモネラ感染症、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、RS ウイルス感染症など)	医師の判断のもと、全身状態が悪い場合など、出席停止が必要と認められる場合のみ、出席停止の措置がとられる。